

# 香川県報



第 52 号

平成 17 年

7 月 5 日(火曜日)

## 目次

### 告 示

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●平成十二年香川県告示第二百八十三号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部改正（健康福祉総務課）  
漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるときの届出

（水産課）

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）

（県民参画課）

平成十七年度狩猟免許試験の実施

（みどり保全課）

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

土地改良区の役員就退任の届出

（土地改良課）

### 監査委員公表

監査結果の公表

五

監査結果に基づく措置の公表

## 告 示

香川県告示第四百十五号

平成十二年香川県告示第二百八十三号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成十七年七月五日から施

行する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一の二（二）中「二、四三三、〇〇〇円」を「二、三八五、〇〇〇円」に改め、同（二）中（六）を（七）とし、（五）を（六）とし、（四）の次に次のように加える。

（五） 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。

第一の六（二）中「五一九、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改める。

第一の八（一）中「及び中学校生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学校生徒を含む。以下同じ。）」を「（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）、及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）」に改め、同八（一）を次のように改める。

### （一）教科書費

（一） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（二） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費  
第一の八（二）中に次のように加える。

（三） 高等学校等生徒 一人当たり 四、八〇〇円

香川県告示第四百十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるときの届出があった。

その指定漁船調査を平成十七年七月五日から平成十七年七月十九日まで四海漁業協同組

合において縦覧に供する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町小江二七一番地二 木村 進

小豆郡土庄町小江一七四番地 長栄 保

小豆郡土庄町小江二〇七番地二 穴山 雅博

二 加入区の名称

四海加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

四海漁業協同組合

香川県告示第四百十七号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十七年七月十一日から施行する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表高

松信用金庫の項中「伏石支店」を「レインボー支店」に、

高松市
高松市

を「 渦元支店」に改める。

渦元支店	今里支店
高松市	高松市

公 告

香川県告示第四百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月二十二日まで縦覧に供する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ITCかがわ

大和田 昭邦

高松市林町二二七番地十五

三 定款に記載された目的

この法人は、ITコネクター制度の社会への浸透を図り、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、ITコネクターの育成、普及を図り、もって企業や団体の経営活動における情報技術活用の浸透と、それに基づく国際競争力の維持、地域社会・行政の情報化の促進、ひいては活力ある経済社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

香川県告示第四百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 セカンドハンド

新田 恭子

高松市観光通一丁目一番地一八

三 定款に記載された目的

この法人は、開発途上国の児童教育、識字教育、職業教育などの教育支援を中心に国内外の弱者救済活動を行うとともに、国内におけるリサイクルシステムの確立と普及のために各種事業を行うことを通じて、国際理解、地球環境保全のための教育啓蒙に寄与することを目的とする。

香川県公告第四百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号、以下「法」という。）第四十一条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時及び場所

日	時	場 所
第一回	平成十七年八月三十日（火曜日） 午前九時から	高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第一会議室
第二回	平成十七年九月二日（金曜日） 午後一時から	小豆郡土庄町湊崎甲二〇七九 五 香川県小豆総合事務所南館一階会議室
第三回	平成十七年九月九日（金曜日） 午前九時から	高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第一会議室

ただし、第二回は、網・わな猟（銃器以外の猟具）免許試験のみ実施する。

二 受験手続

1 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 法第四十条第二号から第四号に該当しないことを証する旨の医師の診断書（ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は必要としない。）

(三) 受験票

（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景で縦三・六センチメートル及び横二・四センチメートルの写真を所定の欄に貼り付け、住所、氏名、撮影年月日等必要事項を記載すること。）

2 受験手数料

五、三〇〇円。ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円（受験手数料の金額に相当する額の香川県証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付け納付するものとし、当該証紙に消印はしないこと。なお、小豆島を除く島しょ部に住所を有する者が、郵便等により狩猟免許申請書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面五、三〇〇円（ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円）の郵便為替を同封することによる納付を認める。）

3 受付期間

第一回 平成十七年八月一日から同月十五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
第二回 平成十七年八月十一日から同月二十五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
第三回 平成十七年八月十六日から同年九月二日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

郵送等による場合は、上記期間中の消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

4 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号（郵便番号 七六〇 八五七〇）  
香川県環境森林部みどり保全課

5 申請書等の交付場所

なお、郵送等による場合は、「狩猟免許申請書在中」と朱書すること。  
香川県環境森林部みどり保全課

三 その他

1 狩猟免許申請書を受理し、受験資格を有することを確認した後、受験票を本人あてに送付する。

香川県環境森林部みどり保全課並びに社団法人香川県猟友会及び同会各支部

2 試験の当日は、受験票及び印鑑を必ず持参すること。

（第九二四九号）

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年七月五日(火曜日)から同年十一月七日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年七月五日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、立満池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十七年七月五日

一 退任した役員

種別	氏名	住 所	退任年月日
		香川県知事 真 鍋 武 紀	

3 既納の手数料は、返還しない。

4 受験手続等についての問い合わせは、香川県環境森林部みどり保全課(電話番号〇八七 八三一 三三二二)に行うこと。

香川県公告第四百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年七月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社國代商店 丸亀市綾歌町岡田下三二〇番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

プリティショップ八奈香 丸亀市綾歌町岡田下三二〇番地一

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時

変更後 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前七時から午後九時まで

変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前七時から午後九時まで

変更後 午前六時から午後九時まで

4 変更年月日

平成十七年七月一日

二 届出年月日

平成十七年六月二十三日

理事 藤巻 正己 香川県香川町大字大野一八八一番地二 平成一六、六、二九  
 二 就任した役員  
 役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日  
 理事 谷本 兼 香川県香川町大字大野一九二九番地二二 平成一七、三、二〇

**調査委員公表**

香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年7月5日

香川県監査委員  
 同 栗田 隆 義  
 同 石川 豊  
 同 石川 稗 治  
 同 野田 峻 司

1 監査対象部局	商工労働部	監査年月日	平成17年4月18日
2 監査対象年度	平成16年度	計量検定所	平成17年4月26日
3 監査の概要	監査対象機関 産業技術センター	栗林公園観光事務所	平成17年4月27日
		高松高等技術学校	平成17年5月11日
		経営支援課	"
		労働政策課	"
		観光交流局	平成17年5月17日
		産業政策課	平成17年5月27日
		大阪事務所	平成17年6月7日
		丸亀高等技術学校	

4 監査の結果  
 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。  
 なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。  
 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。  
 香川県監査委員公表第11号  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
 平成17年7月5日

香川県監査委員  
 同 栗田 隆 義  
 同 石川 豊  
 同 石川 稗 治  
 同 野田 峻 司

1 監査対象年度	平成15年度	団体名	監査の結果	措置の状況
2 措置の状況		学校法人聖母学園	教職員の諸手当について、各幼稚園の判断により支給しているものが見受けられたので、規程改正も含め支給基準を検討する必要がある。	教職員の諸手当等に関する事項を定めた給与規程について、支給基準が明確でなかった部分を改正するとともに、諸手当の支給に際し、同規程に則して、統一的に処理することとした。
		財団法人香川いのちのりしー財団	ア 法人の事業計画及び収支予算は、会計年度開始前に理事会の議決を得る必要がある。 イ 会計処理について、内閣けん制システムを確立する必要がある。	ア 当財団寄附行為第10条第1項及び第12条に基づき、適切に事業計画及び収支予算に関する事務を行う。 イ 当財団事務処理規程及び同財務規程を遵守し、適切に会計処理を行う。

平成十七年七月五日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月額二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています